第16回 定時株主総会
招 集 ご 通 知

開催日時

2026年11月30日（月曜日）
午前10時
（受付開始時間 午前９時30分）

開催場所

東京都千代田区飯田橋3-8-5
住友不動産飯田橋駅前ビル１
２F Room１

（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください）

決議事項

議　　案　取締役1名選任の件

ネイス株式会社

証券コード589A

証券コード589A
2026年11月13日
（電子提供措置の開始日2026年11月6日）

株 主 各 位

東京都千代田区富士見１-３-11
富士見デュープレックスビズ３階
ネ イ ス 株 式 会 社
代表取締役社長 南　　友 介

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第16回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト
https://ne-is.com/ir/

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2026年11月27日（金曜日）午後６時までに到着するようご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

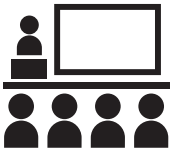
1．日　　時　2026年11月30日（月曜日）午前10時
2．場　　所　東京都千代田区飯田橋3-8-5　住友不動産飯田橋駅前ビル1・2F Room 1
3．目的事項
報告事項　第16期(2025年９月１日から2026年８月31日まで)事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
議　　案　取締役１名選任の件

以　上

〜〜〜

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただける場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

開催日時 2026年11月30日（月曜日）午前10時
（受付開始時間午前９時30分）

株主総会にご出席いただけない場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2026年11月27日（金曜日）午後６時必着

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案　取締役１名選任の件

新たに取締役１名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

なお、取締役候補者が所有する当社の株式数と（潜在株式数）は、本年８月末時点の株式数を記載しております。また（潜在株式数）は、新株予約権が行使された場合に交付される普通株式の数を記載しております。

氏　　名 (生　年　月　日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式数
まつざわ　かずてる 松　沢　　一　輝 (1969年7月19日)	1992年４月 2018年４月 2019年10月 2022年４月 2026年８月	株式会社伊勢丹（現：株式会社三越伊勢丹）入社 株式会社岩田屋三越　出向 株式会社Fast Fitness Japan　入社 同　執行役員営業本部長 当社　入社　体操教室事業本部GM（現任）	－株 (－株)
【取締役候補者とした理由】 松沢一輝氏は、店舗展開型ビジネスにおける営業、営業企画、FC開発、店舗開発、ブランドマネジメント等の広範な分野における業務経験と知見を有し、2026年８月より当社の体操教室事業の運営に携わってまいりました。当社が今後も高い成長を果たしていくための経営基盤の強化を担うリーダーとして、その豊富な経験と知見が当社の経営に欠かせないことから、同氏を取締役候補者としました。			

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が、その職務の執行に関し責任を追及する訴訟により生じた損害を当該保険契約によって補填することとしております（ただし、被保険者の重大な過失を除く）。候補者が取締役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

事　業　報　告

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

１．会社の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、一部に弱めの動きがみられるものの景気は緩やかに回復してきております。個人消費においては物価上昇が消費者マインドに影響を与えている中、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな増加基調を維持しております。

当社が属する体操教室業界におきましても、こうした経済状況や少子化など取り巻く環境は依然と厳しいものとなっておりますが、子どもの運動能力低下への危機感の高まりなどにより、引き続き市場の拡大が見込まれています。

このような事業環境の中、当社は「子どもの未来をつくるサードプレイス。」のビジョンのもと、国内において直営及びフランチャイズ方式にて「ネイス体操教室」を運営する体操教室事業、児童発達支援及び放課後等デイサービス施設「ネイスぷらす」を運営する発達支援事業を行っており、以上２事業を報告セグメントとしております。

体操教室事業では、「すこやかなカラダとしなやかなココロ」を育むことをコンセプトとした子ども向けの体操教室を、全国各地のショッピングモールを中心にチェーン展開しております。少子化の中においても、子どもの運動機会が年々減少している等、当社サービスへの需要は今後も高まることが予想されます。

発達支援事業では、障害のある子どもを対象とし、運動療育をはじめとしたさまざまな支援を提供する施設である「ネイスぷらす」を展開しております。当事業は、体操の指導による全身の運動機能及び身体コントロール能力の向上、集団生活への適応訓練等のサービスを提供しており、発達障害の社会的認知の広がりにより当社サービスの必要性は高まっていると考えられます。

当事業年度における業績は以下のとおりです。

（単位：千円）

	2025年８月期	2026年８月期	増減額	増減率（%）
売上高	2,855,346	3,654,948	799,602	28.0
営業利益	312,278	511,521	199,242	63.8
経常利益	358,755	606,311	247,555	69.0
当期純利益	248,907	380,769	131,862	53.0

セグメントごとの業績は以下のとおりです。

（単位：千円）

		2025年８月期	2026年８月期	増減額	増減率（%）
体操教室事業	売上高	2,586,459	3,336,915	750,455	29.0
	セグメント利益	713,030	1,059,957	346,926	48.6
発達支援事業	売上高	268,886	318,032	49,146	18.2
	セグメント利益	6,684	39,478	32,794	490.5
その他・調整額(注) 1	売上高	―	―	―	―
	セグメント利益	△360,959	△493,124	△132,165	―

（注）１．各報告セグメントに配分してない全社費用が含まれております。
２．セグメント利益は各報告セグメントにおける経常利益にあたる数値となっております。

＜体操教室事業＞

体操教室事業については、当事業年度で新規に開設した45店舗の集客も順調に推移し、累計で195店舗となりました。既存店については値上げ実施後も引き続き高い水準で会員数が推移し、当事業年度の売上高は3,336,915千円、セグメント利益は1,059,957千円となりました。

＜発達支援事業＞

発達支援事業については、当事業年度で新規に開設した２店舗も好調に立ち上がり、既存店舗の売上も向上したことから、当事業年度の売上高は318,032千円、セグメント利益は39,478千円となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は232,497千円（有形固定資産、無形固定資産、建設仮勘定及びソフトウエア仮勘定の当期増加額ベース）であり、その主な内容は、事業基盤拡大のための店舗の新設（移転を含む）によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当社は、東京証券取引所グロース市場への株式上場に伴い、公募増資による100,000株及びオーバーアロットメントによる売出しに関連して行った第三者割当増資による172,500株の新株発行により、330,924千円の資金を調達いたしました。

(4) 財産及び損益の状況

区　　分	第13期 (2023年８月期)	第14期 (2024年８月期)	第15期 (2025年８月期)	第16期 (当事業年度) (2026年８月期)
売上高 (千円)	1,851,984	2,321,388	2,855,346	3,654,948
経常利益 (千円)	138,214	112,217	358,755	606,311
当期純利益 (千円)	12,428	27,051	248,907	380,769
１株当たり当期純利益 (円)	※1　3.11	※1　6.76	※1　62.23	93.44
総資産 (千円)	1,157,228	1,479,489	2,060,585	3,222,059
純資産 (千円)	34,996	62,048	310,956	1,080,278
１株当たり純資産額 (円)	※1　8.75	※1　15.51	※1　77.74	241.06

※１　当社は、2024年６月３日付で普通株式１株につき普通株式10,000株の分割を、2026年３月１日付で普通株式1株につき２株の分割を行っております。第13期期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

(5) 対処すべき課題

当社が対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

①継続的な新規出店及びエリアの拡大

当社のビジョンを実現するためにも、継続的な出店は不可欠であります。今後、サードプレイス作りを更に加速させ中期目標として530校の店舗体制を目指しております。創業からこれまでは、人口が集積しており親子で通いやすい立地として、政令指定都市のショッピングモールを中心に出店を重ねてまいりました。近年では、都市部の商業施設やビルイン、郊外型のロードサイド等も含めた出店検討を進めております。また、エリアとしても未出店地域が未だ数多く存在しております。当社では全国のデベロッパー、サプライヤーとのネットワーク及びこれまでに培ってきた出店戦略のパッケージを活かし、出店までに要する期間や投資回収期間の短縮に努めながら、積極的な拡大を進めてまいります。

②店舗当たり会員数の増加

店舗数の拡大とともに既存店舗の更なる会員数増加が重要であると考えております。体験獲得、入会率及び退会率の改善に努めるにあたり、各種プロモーション施策の実行、店舗業務の改善、レッスン品質及び顧客サービスの向上に努めてまいります。当社では顧客満足度向上のため、品質管理による指導、目安箱又はコールセンターの運用、各種口コミサイトの全件確認、覆面調査・臨店の実施、見守りカメラの活用等を行っており、引き続きサードプレイスの実現に努めてまいります。

③収益力の強化

レッスン品質を維持・向上していくためにも、今後益々の収益力強化が必要であります。前項の施策により店舗当たり会員数を最大化するとともに、ゼリー飲料等の物販の強化、地域価格・曜日価格の導入によるプライシング最適化等により収益力を向上させ、従業員の待遇向上及び新規開発投資へ結び付ける等、好循環を作ることで他社の追随を許すことなく、事業競争力を高めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容

事　　業	事 業 内 容
体操教室事業	「すこやかなカラダとしなやかなココロ」を育むことをコンセプトとした「ネイス体操教室」を、直営及びフランチャイズ方式にて運営しております。
発達支援事業	児童発達支援及び放課後等デイサービス施設「ネイスぷらす」を運営しております。

(7) 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況

①主要な営業所及び工場

名　　称	所 在 地
本　　社	東京都千代田区
埼玉オフィス	埼玉県川口市
大阪オフィス	大阪府大阪市

②使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減
503名	90名増

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
NEIS Gymnastics Sdn. Bhd.	1,000千 マレーシアリンギット	% 100.00	体操教室事業

(9) 主要な借入先及び借入額

借　　入　　先	借 入 残 高
株式会社埼玉りそな銀行	122,635千円
株式会社武蔵野銀行	15,552千円

2．会社の株式に関する事項

（1）発行済株式の総数　　4,481,300株

（注）1．株式分割（普通株式1株を2株に分割）により、発行済株式の総数は2,000,000株増加しております。
2．公募増資及び第三者割当増資により、発行済株式の総数は、272,500株増加しております。
3．ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は、208,800株増加しております。

（2）株主数　　2,065名

（3）大株主

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
株式会社みなみの島（注）	2,400	53.55
南　友介	550	12.27
柳澤　安慶	218	4.86
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	156	3.48
MSIP CLIENT SECURITIES	114	2.55
楽天証券株式会社共有口	91	2.03
山崎　拓也	70	1.56
株式会社SBI証券	68	1.53
山口　州	55	1.22
BBH LUX／BROWN BROTHERS HARRIMAN (LUXEMBOURG) SCA CUSTODIAN FOR SMD−AM FUNDS − DSBI JAPAN EQUITY SMALL CAP ABSOLUTE VALUE	50	1.13

（注）株式会社みなみの島は、代表取締役である南友介氏の資産管理会社であります。

（4）当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

3．会社の新株予約権等に関する事項

（1）職務執行の対価として交付した新株予約権の当事業年度末日における状況

・新株予約権の数
79,400個
・目的となる株式の種類及び数
普通株式　158,800株（新株予約権１個につき２株）
2026年３月１日付で行った普通株式１株を２株とする株式分割により、目的となる株式の種類及び数は調整されております。

（2）当事業年度中に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	南　友介	
取締役COO	山崎　拓也	体操事業本部GM
取締役CFO	田島　幸樹	管理本部GM
社外取締役	大津　武	JLLリテールマネジメント株式会社　会長
社外取締役	西野　比呂子 (戸籍名：中西　比呂子)	大知法律事務所　パートナー
社外監査役	古木　美也子	
社外監査役	佐藤　孝幸	佐藤経営法律事務所　弁護士
社外監査役	安本　拓樹	安本公認会計士事務所　所長

(注) 1．取締役 山崎拓也は2026年9月30日をもって辞任いたしました。
2．取締役 大津武及び西野比呂子は、社外取締役であります。
3．監査役 古木美也子、佐藤孝幸及び、安本拓樹は、社外監査役であります。
4．当社は、取締役大津武及び西野比呂子、監査役古木美也子、佐藤孝幸、及び安本拓樹を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項に定める責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は法令に定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない時に限ります。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の会社法上の役員を被保険者として、会社法第430条の３第１項の規定に基づき、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約によって補填することとしております。ただし、法令に違反することを認識して行った行為に起因して生じた損害等は補償対象外とする一定の免責事由を設けることで、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。なお、当該保険契約の保険料は、全額当社が負担しております。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、株主総会において定められた報酬限度内において、個別の取締役の報酬額については別途定める役員報酬の基本方針に基づき取締役会決議によって決定しております。また監査役の報酬については監査役の協議により決定しております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2024年11月29日開催の第14回定時株主総会において年額100,000千円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は５名（うち、社外取締役は２名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2024年11月29日開催の第14回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は３名です。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の決議に基づき取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

④役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数（名）
		固定報酬（千円）	業績連動報酬（千円）	退職慰労金（千円）	
取締役 （内、社外取締役）	63,800 (4,800)	63,800 (4,800)	－	－	5 (2)
監査役 （内、社外監査役）	10,600 (10,600)	10,600 (10,600)	－	－	3 (3)
合計 （内、社外役員）	74,400 (15,400)	74,400 (15,400)	－	－	8 (5)

(6) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地　位	氏　名	兼職する法人等	兼職の内容
取締役	大津　武	JLLリテールマネジメント株式会社	会長
取締役	西野　比呂子	大知法律事務所	パートナー
監査役	古木　美也子	－	—
監査役	佐藤　孝幸	佐藤経営法律事務所	弁護士
監査役	安本　拓樹	安本公認会計士事務所	所長

（注）当社とJLLリテールマネジメント株式会社、大知法律事務所、佐藤経営法律事務所、安本公認会計士事務所との間に取引関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	大津　武	当事業年度において開催された取締役会17回のうち17回に出席しており、業界に関する相当程度の知見並びに経営全般に関する幅広い見地から、議案審議等につき適宜必要な助言、提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	西野　比呂子	当事業年度において開催された取締役会17回のうち17回に出席しており、弁護士としての専門的見地から、議案審議等につき適宜必要な助言、提言及び取締役の職務の執行の監督等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	古木　美也子	当事業年度において開催された取締役会17回のうち17回に出席しており、常勤監査役として、議案審議等につき適宜必要な助言、提言及び取締役の職務の執行の監督等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、当事業年度中に開催された監査役会15回のうち15回に出席しており、監査結果についての意見交換等、適宜必要な発言を行っております。
監査役	佐藤　孝幸	当事業年度において開催された取締役会17回のうち17回に出席しており、弁護士としての専門的見地から、議案審議等につき適宜必要な助言、提言及び取締役の職務の執行の監督等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、当事業年度中に開催された監査役会15回のうち15回に出席しており、監査結果についての意見交換等、適宜必要な発言を行っております。
監査役	安本　拓樹	当事業年度において開催された取締役会17回のうち17回に出席しており、財務及び会計に関する相当程度の知見から、議案審議等につき適宜必要な助言、提言及び取締役の職務の執行の監督等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、当事業年度中に開催された監査役会15回のうち15回に出席しており、監査結果についての意見交換等、適宜必要な発言を行っております。

5．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

そうせい監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,000千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

6．会社の体制および方針

（1）業務の適正を確保するための体制

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役会は、法令、定款及び「取締役会規程」その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
(2) 取締役は、取締役会において自らの職務執行状況を適切に報告するとともに、各取締役の職務の執行を相互に監視・監督する。
(3) 監査役は、監査役監査に係る規定に則り、取締役の職務執行状況を監視し検証する。
(4) 内部監査人は、「内部監査規程」に則り、当社の業務活動が、法令、定款及び社内の諸規程に従い、また経営方針に基づき、適正かつ有効に執行されているかを検証する。
(5) リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図るため「リスク・コンプライアンス規程」を制定するとともに、リスク・コンプライアンス委員会でリスク管理に関する協議を行い、リスク管理体制の構築・維持にあたる。
(6) 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。
(7) 法令・定款及び社会規範を遵守するため「リスク・コンプライアンス規程」を制定し、全社に周知・徹底するとともに、コンプライアンスに関する教育・情報共有を適宜実施し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
(8) 当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」等に基づき、適切に保存及び管理を行う。
(2) 取締役及び監査役は、これらの文書等を、常時閲覧できるものとする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 「リスク・コンプライアンス規程」を制定し、当社のリスク管理体制を確保するとともに、代表取締役社長が主催するリスク・コンプライアンス委員会において当社のリスクにかかる課題について共有を行う。
(2) 当社は、大地震などの突発的なリスクが発生し、全社的な対応が重要である場合の対応のために「事業継続計画」を制定し、緊急事態対応体制を構築する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 原則月1回の取締役会、また必要に応じて臨時取締役会を開催し、取締役間の情報の共有と業務執行に係る重要な意思決定を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行う。
(2) 「取締役会規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」等により取締役の職務執行に関する権限及び責任を定める。また、必要に応じて見直しを行う。

⑤監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
　監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役スタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。

⑥監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(1) 監査役より監査役の補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長の指揮・命令は受けないものとする。
(2) 当該使用人の人事異動及び考課については、監査役の同意を得るものとする。

⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
(1) 監査役は、取締役会等の重要会議に出席し、取締役及び使用人から重要な職務執行等に係る報告を受けることができる。
(2) 取締役及び使用人は、法令・定款に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実、取締役の職務執行に関して不正行為があった場合には、速やかに監査役にその内容を報告する。
(3) 監査役は、監査役が必要と判断した情報については、当該部門から直接その報告を受ける。

⑧監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
　当社は「内部通報規程」による内部通報制度を通じた通報を含め、監査役に報告した者に対し、当該通報・報告をしたことを理由として、解雇その他不利な取り扱いを行うことを禁止し、これを取締役及び使用人に周知徹底する。

⑨監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他監査費用等の処理に係る方針に関する事項
　会社は、監査役からその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求があった場合には、当該請求に係る費用又は債務等が監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じる。

⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 監査役会には、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保する。
(2) 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
(3) 監査役は、会計監査人及び内部監査人と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
(4) 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

（2）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①取締役の職務執行

取締役会規程をはじめ関連する社内規程を整備し、取締役が法令並びに定款に則り行動するように努めております。

②監査役の職務執行

監査役は、監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役との間で定期的に情報交換を行うことで、取締役の職務執行の監査を行っております。

③内部監査の実施

内部監査計画に基づき、内部監査を実施しております。

〜〜〜

貸借対照表

(2026年8月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**2,306,581**	**流動負債**	**1,626,797**
現金及び預金	1,944,576	買掛金	610
売掛金	131,296	1年内返済予定の長期借入金	52,427
商品	38,756	未払金	232,680
貯蔵品	46,679	未払費用	35,917
前渡金	48,447	未払法人税等	183,591
前払費用	51,836	契約負債	370,347
その他	45,513	預り金	678,358
貸倒引当金	△525	賞与引当金	5,503
固定資産	**915,477**	資産除去債務	2,743
有形固定資産	**428,985**	その他	64,618
建物	412,740	**固定負債**	**514,983**
工具器具備品	12,643	長期借入金	85,760
建設仮勘定	3,601	長期未払金	70
無形固定資産	**13,308**	長期預り保証金	238,256
特許権	192	資産除去債務	190,896
ソフトウェア	13,115	**負債合計**	**2,141,780**
投資その他の資産	**473,184**	(純資産の部)	
関係会社株式	38,270	**株主資本**	**1,080,278**
出資金	50	資本金	232,276
差入保証金	418,681	資本剰余金	214,276
長期前払費用	6,477	資本準備金	194,276
繰延税金資産	1,205	その他資本剰余金	20,000
その他	8,500	利益剰余金	633,725
		その他利益剰余金	633,725
		繰越利益剰余金	633,725
		純資産合計	**1,080,278**
資産合計	**3,222,059**	**負債・純資産合計**	**3,222,059**

損 益 計 算 書

（自　2025年９月１日
至　2026年８月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**3,654,948**
売上原価		**1,825,020**
売上総利益		**1,829,927**
販売費及び一般管理費		**1,318,406**
営業利益		**511,521**
営業外収益		
受取利息	2,332	
受取出向料	23,486	
助成金収入	59,897	
その他	16,858	**102,574**
営業外費用		
支払利息	2,320	
火災損失	5,372	
その他	91	**7,784**
経常利益		**606,311**
特別損失		
固定資産除却損	1,795	**1,795**
税引前当期純利益		**604,516**
法人税、住民税及び事業税	216,633	
法人税等調整額	7,112	**223,746**
当期純利益		**380,769**

株主資本等変動計算書

（自　2025年 9 月 1 日　至　2026年 8 月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	38,000	—	20,000	20,000
当期変動額				
新株の発行	165,462	165,462		165,462
新株の発行（新株予約権の行使）	28,814	28,814		28,814
当期純利益				
当期変動額合計	194,276	194,276	—	194,276
当期末残高	232,276	194,276	20,000	214,276

（単位：千円）

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	252,956	252,956	310,956	310,956
当期変動額				
新株の発行			330,924	330,924
新株の発行（新株予約権の行使）			57,628	57,628
当期純利益	380,769	380,769	380,769	380,769
当期変動額合計	380,769	380,769	769,322	769,322
当期末残高	633,725	633,725	1,080,278	1,080,278

個 別 注 記 表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1．有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式…移動平均法による原価法

2．棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

3．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く。）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	２～20年
工具器具備品	２～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

特許権	８年
ソフトウェア	社内における利用可能期間(５年)

4．引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

5．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6．収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 体操教室売上

主な履行義務は、体操教室等の受講サービスの提供であります。

これらの履行義務は、一定期間にわたり充足される履行義務であると判断し、入会月からサービス提供期間にわたり収益を認識しております。

(2) イベント売上

主な履行義務は、イベント参加に伴うサービスの提供であります。

これらの履行義務は、顧客へのサービスの提供を完了した時点で履行義務を充足したと判断し、一時点で収益を認識しております。

(3) FCロイヤリティ

主な履行義務は、当社標章等の継続的な使用、情報・経営ノウハウの提供、経営指導、フランチャイズへの加盟の継続、フランチャイズ全体のための広告宣伝・販促業務、指定店舗用販促物の提供であります。

これらの履行義務は、一定期間にわたり充足される履行義務であると判断し、サービス提供期間において契約に定められた金額を毎月認識しております。

(4) FC開業支援料

主な履行義務は、開業前レッスン研修の実施、開業準備支援及び開業時実施指導の提供、開業時に必要な物品の提供であります。

これらの履行義務は、顧客への財又はサービスの提供を完了した時点で履行義務を充足したと判断し、一時点で収益を認識しております。

(5) FC加盟料

主な履行義務は、フランチャイズの付与、マニュアル等ノウハウの開示、標章等の使用許諾であります。

これらの履行義務は、一定期間にわたり充足される履行義務であると判断し、契約に定められた期間にわたり収益を認識しております。

(6) 体操教室売却売上

主な履行義務は、店舗営業基盤の提供、当社が所有する設備利用権利の提供、フランチャイズの付与、マニュアル等ノウハウの開示、標章等の使用許諾であります。

店舗営業基盤の提供に係る履行義務は、顧客へのサービスの提供を完了した時点で履行義務を充足したと判断し、一時点で収益を認識しております。当社が所有する設備利用権利の提供に係る履行義務は、一定期間にわたり充足される履行義務であると判断し、フランチャイズ契約期間と設備の賃貸借契約期間のうち、いずれか短い期間にわたり収益を認識しております。フランチャイズの付与、マニュアル等ノウハウの開示、標章等の使用許諾に係る履行義務は、一定期間にわたり充足される履行義務であると判断し、契約に定められた期間にわたり収益を認識しております。

(7) 発達支援

主な履行義務は、児童発達支援、放課後等デイサービスの提供であります。

これらの履行義務は、顧客へのサービスの提供を完了した時点で履行義務を充足したと判断し、一時点で収益を認識しております。

会計方針の変更に関する注記
　該当事項はありません。

表示方法の変更に関する注記
　該当事項はありません。

会計上の見積りに関する注記

1．繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	1,205千円
法人税等調整額	7,112千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の計上に当たっては、一時差異等のスケジューリングの結果、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。しかしながら、繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得水準の見積りに依存するため、結果として将来の繰延税金資産の計上額が変動し、税金費用に影響を与える可能性があります。

2．固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	428,985千円
無形固定資産	13,308千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社は、固定資産の減損を把握するにあたって、原則として各店舗単位で資産のグルーピングを行っており、営業活動から生じる損益が２期連続でマイナスである場合、減損の兆候があるものとしております。ただし、新規出店から当初２年間については、新規出店時の損益計画に照らして、著しく下方に乖離していない場合には、猶予期間とし、減損の兆候には該当しないと判断しております。また、各店舗に属さない物販・レンタル用資産については体操事業本部の事業用資産、そして本社管理部門等、特定の事業セグメントとの関連が明確でない資産については共用資産としてグルーピングを行っております。

減損の兆候があると認められる資産グループにつきましては、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定し、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額は減損損失として計上しております。

② 主要な仮定

減損の兆候を識別した資産グループの割引前キャッシュ・フローの見積りにつきましては、翌事業年度以降の予算及び中期経営計画を基礎としており、設備投資計画と販売計画を主要な仮定としております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

減損損失の認識に当たっては、将来の収益性等を慎重に検討しておりますが、将来において経営・市場環境の変化等により将来キャッシュ・フローの見積り額の前提とした事業計画に重要な未達の発生、又は将来の不確実性が増した場合、翌事業年度の計算書類において追加の減損損失が発生する可能性があります。

会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表に関する注記

1．有形固定資産の減価償却累計額　337,855千円

2．関係会社に対する短期金銭債権　1,238千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1．当事業年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式　4,481,300株

2．自己株式に関する事項
該当事項はありません。

3．新株予約権に関する事項
当事業年度末における新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式　158,800株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
資産除去債務	61,035 千円
減損損失	15,279 千円
未払事業税	10,418 千円
未払事業所税	1,438 千円
未払費用	2,392 千円
その他	2,116 千円
繰延税金資産小計	92,680 千円
評価性引当額	△63,279 千円
繰延税金資産合計	29,401 千円
繰延税金負債	
建物附属設備(資産除去債務)	△25,674 千円
倒産防止共済	△2,521 千円
繰延税金負債合計	△28,196 千円
繰延税金資産純額	1,205 千円

金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に出店計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客及び販売代金の回収を委託している取引先の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、主に賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金等は、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。借入金の使途は運転資金及び設備投資であり、金融機関からの借入により調達しております。

長期預り保証金は、店舗の不動産転貸借契約に係るもの及びフランチャイズ加盟店から受領した預託金であります。これは契約終了により返還義務が発生するものであり、流動性リスクに晒されております。

関係会社株式は、子会社の株式であり発行会社の業績や財政状態等による資産価値変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、各事業部門における営業管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

差入保証金については、差入先の信用状況を定期的に把握することに努め、リスク軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

当社は、借入金に係る支払金利のリスクに晒されておりますが、市場の金利動向に留意しながら資金調達しております。

また関係会社株式については、定期的に子会社の財政状態等を把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、手許流動性の維持を目的として年次予算を基礎に予実分析を行うとともに、手許資金の残高推移を月次ベースで定期検証し、取締役会への報告を行うことで、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
差入保証金	418,681	382,928	△35,752
資産計	418,681	382,928	△35,752
長期借入金（*2)	138,187	138,036	△150
長期預り保証金	238,256	213,348	△24,908
負債計	376,443	351,384	△25,058

(*1)「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」は現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(*3) 市場価格のない株式等については、上表に含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額（千円)
関係会社株式	38,270

3．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
差入保証金	－	382,928	－	382,928
資産計	－	382,928	－	382,928
長期借入金	－	138,036	－	138,036
長期預り保証金	－	213,348	－	213,348
負債計	－	351,384	－	351,384

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価は、将来キャッシュフローを国債の利回り等適切な指標の利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期預り保証金

長期預り保証金の時価は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標の利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及び主要株主	南　友介	―	―	代表取締役	(被所有) 直接 12.27 間接 53.57	賃貸契約被連帯保証	当社賃貸契約に対する被連帯保証(注1)	127,429	―	―
役員	山崎 拓也	―	―	取締役	(被所有) 直接 1.56	当社体操事業本部GM	ストック・オプションの権利行使(注2)	24,288	―	―-
役員	田島 幸樹	―	―	取締役	―	当社管理本部GM	ストック・オプションの権利行使(注2)	24,288	―	―
当社役員の配偶者が所有している会社	lala合同会社	東京都杉並区	2,100	体操教室の運営	―	フランチャイズ店舗の運営	フランチャイズ契約に基づくロイヤリティ売上及び加盟売上(注3)	11,117	預り金 契約負債 長期預り金	7,427 600 4,300

(注) 1．当社は教室及び大阪オフィスの賃貸契約39件に対して当社代表取締役の南友介より連帯保証を受けております。取引金額については、年間の支払家賃を記載しており、期末の未払家賃はありません。また、保証料の支払いは行っておりません。

(注) 2．取引金額は、当事業年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

(注) 3．ロイヤリティ及び加盟金については、当社フランチャイズ契約に基づき、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行われております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記　6．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	241円06銭
1株当たり当期純利益	93円44銭

(注) 当社は2026年3月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

重要な後発事象に関する注記

当社は、2026年10月15日開催の取締役会において、マレーシアでの体操教室運営のために設立した、非連結子会社NEIS Gymnastics.Sdn.Bhd.の事業開始に向けた運転資金を確保するため増資を実行することを決議し、2026年10月20日に増資払込を完了しました。

増資の概要

(1) 増資額　　1百万リンギット
(2) 増資後資本金　　2百万リンギット
(3) 増資後出資比率　当社100%

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年10月30日

ネイス株式会社
　取締役会　御中

そうせい監査法人
東京都千代田区

指定社員
業務執行社員　公認会計士　木　村　勝　治

指定社員
業務執行社員　公認会計士　大　髙　宏　和

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ネイス株式会社の2025年９月１日から2026年８月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は2025年９月１日から2026年８月31日までの第16期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査の結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査の結果

会計監査人そうせい監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年11月６日

ネイス株式会社　監査役会

常勤監査役　古　木　美也子　㊞

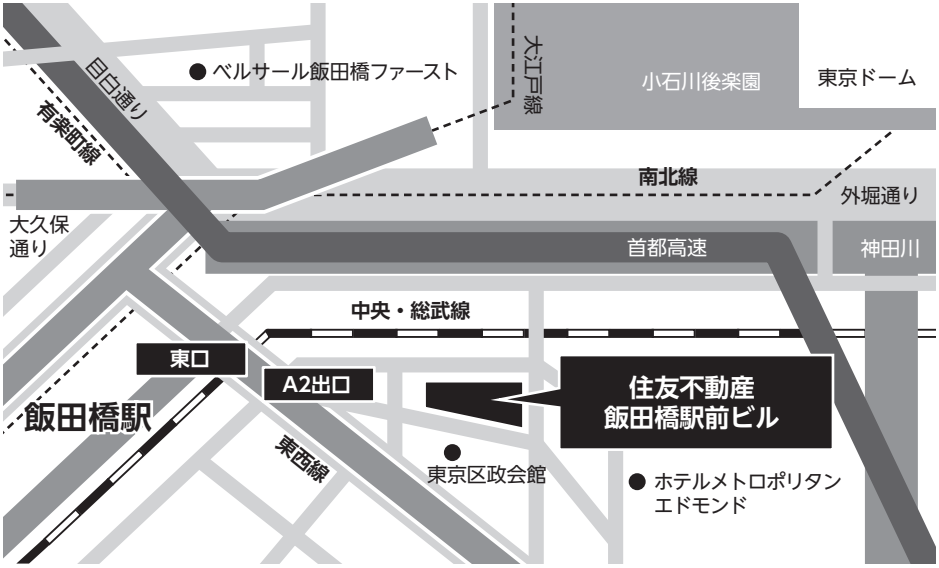
社外監査役　安　本　拓　樹　㊞

社外監査役　佐　藤　孝　幸　㊞

以　上

定時株主総会会場ご案内図

会場	東京都千代田区飯田橋三丁目８番５号 住友不動産飯田橋駅前ビル1・２F　Room１



交通機関	地下鉄 飯田橋駅　Ａ２出口徒歩２分 （東京メトロ東西線・有楽町線・南北線、都営地下鉄大江戸線） JR 中央・総武線各駅停車 飯田橋駅　東口徒歩３分

※会場には、本総会専用の駐車場の用意はございませんので、ご了承ください。

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。